

滋賀県災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県(以下「県」という。)は、自然災害や事故等の大規模災害が発生した場合に、県民が必要とする医療が迅速かつ適切に提供されるよう、関係各方面との連携、協力を図りながら災害医療体制を構築するため、滋賀県災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 知事は、県の医療事情を熟知し、かつ災害医療に精通している者をコーディネーターとして委嘱する。

- 2 知事は、必要と認めた場合は、県外の適任者を期限付きでコーディネーターに委嘱することができるものとする。
- 3 コーディネーターは、事情によりその職務を遂行できなくなった場合は、速やかに解嘱を申し出るものとする。
- 4 知事は、コーディネーターが、その職務の遂行にあたって、その職にあることがふさわしくないと認められる場合は、委嘱を取り消すことができる。

(職務)

第3条 コーディネーターは、大規模災害時に、知事の要請に基づき次の職務を遂行し、医療救護活動が円滑に行われるための指揮統括を行う。

- (1) 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
 - (2) 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
 - (3) 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
 - (4) 消防、警察、自衛隊等関係機関との協議および折衝
 - (5) その他、大規模災害時の医療提供体制の確保に関すること
- 2 知事は、被災地域での医療救護活動の終了を判断した場合は、コーディネーターに対する職務従事要請を解除するものとする。
- 3 コーディネーターは、その職務を終了する場合は、県健康医療福祉部または、被災地を所管する保健所等に対し、職務に関する事項を引き継ぐものとする。
- 4 コーディネーターは、円滑な業務遂行に資するため、平時においても、関係機関との連携や県が実施する災害に関する研修等への参加に努めるものとする。

(配置)

第4条 前条の業務を遂行するため、知事は原則として、県保健医療調整本部および県保健医療調整地方本部にコーディネーターを配置する。

2 知事は被災状況等を判断し、必要に応じて県内市町が設置する災害対策本部や医療機関等にもコーディネーターを派遣できるものとする。

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償)

第6条 コーディネーターの報酬等については、知事の要請により職務に従事した1日につき、「災害救助法による実費弁償の程度」（昭和40年滋賀県告示第252号）の例により定める額を支給する。

(損害補償)

第7条 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、または、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例」（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の例により、扶助金を支給する。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、健康医療福祉部健康危機管理課において取り扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。